

別表第1（第3条関係）

1 団体営土地改良事業

補 助 対 象 事 業	経 費 の 内 訳	補 助 金 の 額	補助事業者 (間接補助事業者)	交付申請書	実績報告書
1 農業集落排水維持適正化事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知)第2の1(2)①ア(エ)の事業として、同要領別紙4-1運用2第1の2(2)の事業の実施に要する経費	10分の5以内の額	市町村	別記第18号様式	別記第18号様式
2 基盤整備促進事業	(1) 一般	農山漁村振興交付金実施要綱(令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官通知)第3の1(1)の事業として、実施要領の別記3の別表2事業メニューごとの要件類別の事業メニュー欄の①~⑧⑩及び⑪、水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官通知)第2の1、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱(平成30年3月3	市町村、岐阜県土地改良事業団体連合会(以下、各表において「県土連」という。)、土地改良区、土地改良区連合等	別記第14号様式	別記第16号様式

		0日付け29農振第2711号農林水産事務次官通知)第2の1の事業として、別表の1(1)ア、及び農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号)農林水産事務次官通知)第3の2の事業として、同実施要領別紙16第2の2に定める事業の実施に要する経費			
(2) 水利保全合理化型		水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官通知)第2の1、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官通知)第2の1の事業として、別表の1(1)ア、及び農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号)農林水産事務次官通知)第3の2	10分の5.5以内の額		

		の事業として、同実施要領別紙16第2の2に定める事業の実施に要する経費				
	(3) 促進型	農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2089号農林水産事務次官通知）、及び農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官通知）に定める事業の実施に要する経費	10分の5.5以内の額（農業基盤整備促進事業実施要綱の別表の区分の欄の2、及び農地耕作条件改善事業実施要綱の別表の区分の欄の1に定める事業にあっては、定額以内の額）		別記第14号様式	別記第16号様式
3 農用地等集団化事業	(1) 交換分合	基盤整備促進事業実施要綱（平成10年5月20日付け10構改D第85号農林水産事務次官通知）第3の2に定める事業の実施に要する経費	10分の4以内の額	市町村、土地改良区、土地改良区連合	別記第21号様式	別記第21号様式
	(2) 交換分合附帯農道		10分の5以内の額		別記第14号様式	別記第16号様式
4 土地改良区機能強化支援事業	(1) 水土里ビジョン策定推進対策事業	土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官通知）に定める事業の実施に要する経費	10分の10以内の額	土地改良区	別記第23-5号様式	別記第23-5号様式
	(2) 統合整備強化対策事業			土地改良区	別記第23-3号様式	別記第23-3号様式
	(3) 施設管理、運営改善対策事業			県土連	別記第23号様式、別記第23-2号様式	別記第23号様式、別記第23-2号様式
	(4) 研修・人材育成			県土連	別記第23-4号様式、別記第24	別記第23-4号様式、別記第24

					号様式	号様式
5 土地改良施設維持管理適正化事業		土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林水産事務次官通知）に定める事業の実施に要する経費	10分の6以内の額	県土連	別記第25号様式	別記第25号様式
6 土地改良区負担金積立等強化対策事業		土地改良区負担金積立等強化対策事業実施要綱（昭和61年4月4日付け61構改B第553号農林水産事務次官通知）に定める事業の実施に要する経費	10分の10以内の額	県土連	別記第29	別記第30
7 水利施設管理強化事業	一般型	水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官通知）に定める事業の実施に要する経費	10分の6以内の額	市町村	別記第14号様式	別記第16-3号様式
8 事業主体事務費		事業実施のため、知事が必要と認める事務費	10分の5以内の額	市町村、県、県土連、土地改良区、土地改良区連合の対象団体	別記第14号様式	別記第16号様式
9 棚田地域水と土保全基金事業	(1) 保全活動支援事業	岐阜県棚田地域水と土保全基金事業実施要領に定める事業の実施に要する経費	10分の10以内の額（500千円を上限とする。）	県に登録された棚田保全組織	別記第38号様式	別記第38号様式 岐阜県棚田地域水と土保全基金事

	(2) 保全活動支援事業（指定棚田地域支援事業）	岐阜県棚田地域水と土保全基金事業実施要領に定める事業の実施に要する経費	定額 (1回当たり100千円以内、1地区あたり200千円を上限とする)	指定棚田地域の棚田保全組織等		業実施要領に定める様式
	(3) 若い力で元気創出ふるさと支援事業	若い力で元気創出ふるさと支援事業実施要領に定める事業の実施に要する経費	定額 (300千円を上限とする。ただし、特産品開発に取り組む場合は500千円を上限とする。)	大学、短期大学及び専門学校	別記第38号様式	別記第38号様式 若い力で元気創出ふるさと支援事業実施要領に定める様式
10 農村総合整備計画作成事業		農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）第2の1（2）①ア（エ）の事業として、同要領別紙4-1運用1第1の4の事業の実施に要する経費	10分の5以内の額	市町村	別記第45号様式	別記第45号様式
11 地域水ネットワーク再生事業		農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）第2の1（2）①ア（ア）の事業として同要領別紙2第2の2、水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日	10分の10以内の額（農業用水等長寿命化・防災減災事業にあっては、1地区当たり10,000千円を上限とする）	市町村、土地改良区等	別記第14号様式	別記第16号様式

		付け29農振第2702号農林水産事務次官通知)第2の3の事業として、同実施要領別紙3の第2の1、及び農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官通知)第2の1の事業として別表の1(1)エに定める事業の実施に要する経費				
12 土地改良施設 P C B廃棄物処理 促進対策事業		土地改良施設P C B廃棄物処理促進対策事業実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2326号農林水産事務次官通知)に定める事業の実施に要する経費	10分の5以内の額	市町村、土地改良区等	別記第14号様式	土地改良施設P C B廃棄物処理促進対策事業実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2327号農林水産事務次官通知)に定める別記様式第3号
13 土地改良施設 突発事故復旧事業		土地改良施設突発事故復旧事業(補助)実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2308号農林水産事務次官通知)	10分の8以内の額	市町村、土地改良区等	別記第14号様式	別記第14号様式及び別記第16号様式

			に定める事業の実施に要する経費				
14 資産評価データ整備事業			水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成31年3月29日付け30農振第2986号農林水産事務次官通知）第2の3に定める事業の実施に要する経費	10分の10以内の額	県土連	別記第17号様式	別記第17号様式
15 ため池等防災力強化事業	1 調査事業	(ア) 浸水想定区域図等作成 (イ) 用地調査	農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官通知） 、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官通知） 、水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第35344号農林水産事務次官通知）の事業について、ため池等防災力強化事業実施要綱（令和5年3月17日農整第1263号）に定める事業の実施に要する経費	定額 10分の7.6以内の額	市町村、土地改良区、土地改良区連合等	別記第14号様式	別記第14号様式及び別記第16号様式
	2 整備事業	(ア) ため池廃止 (イ) 緊急的な防災対策 (ウ) 流域治水対策		定額 10分の5以内の額			

16ため池サポートセンター事業		農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官通知）に定める事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官通知）の事業について、ため池サポートセンター事業（令和2年3月18日農整第1102号）に定める事業の実施に要する経費	10分の5以内の額（ただし、令和2年度までに採択する場合にあっては定額）	県土連	別記第38号様式	別記第38号様式
17農道保全計画策定事業		農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）第2の1(2)①ア(ア)の事業として、同要領別紙1－1運用1第2の3(1)イ及び、同運用1第2の3(2)のエの事業の実施に要する経費	10分の5以内の額	市町村	別記第14号様式	別記第14号様式及び別記第16号様式

18 田んぼダム利活用促進事業		農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官通知）第3の5の（1）に定める事業うち、事業種類欄（9）エ及びオの実施に要する経費	定額（単価助成）以内の額	市町村、土地改良区	別記第14号様式	別記第16号様式
-----------------	--	---	--------------	-----------	----------	----------

2 県単独土地改良事業

補 助 対 象 事 業			経 費 の 内 訳	補 助 金 の 額	補助事業者 (間接補助事業者)	交付申請書	実績報告書	
1 農業農村整備事業	(1) かんがい排水事業	<p>ア 機械揚水（干魃応急対策を除く。） 、用水確保緊急対策</p> <p>イ かんがい排水</p> <p>ウ ため池</p> <p>エ 暗渠排水</p> <p>オ 客土</p> <p>カ 安全施設</p> <p>キ 農地保全対策</p> <p>ク 干魃応急対策</p> <p>（ア）機械揚水</p> <p>（イ）機械器具賃借</p> <p>（ウ）仮設工事</p>	緊す 急る 補予 修防 事保 業全 及対 び策 こ事 れ業 に 関 連	事業（本工事費、附帯工事費、機械器具費、補償費をいう。）に要する経費	10分の5以内の額 10分の4.5以内の額 10分の4.5以内の額 10分の3以内の額 10分の3以内の額 10分の3以内の額 10分の5以内の額 10分の5以内の額 10分の5以内の額 10分の4以内の額 10分の3.5以内の額 215円/m ² 以内の額 10分の4.5以内の額 3分の1以内の額 10分の5以内の額	市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合等	別記第15号様式	別記第16号様式 ※水田法面管理支援については、別記第16-2号様式
2 農業用排水機維持管理事業				排水機場運転のための電力料金、電気主任技術者経費、燃料費、その他知事が必要と認める経費	定額	県土連（市町村、土地改良区、土地改良区連合）	別記第39号様式	別記第40号様式

3 生態系保全施設整備推進事業	(1) 保全整備事業	生態系保全施設整備推進事業実施要領（平成29年3月30日農整第948号）に定める事業の実施に要する経費	10分の5以内の額	市町村、土地改良区	別記第15号様式	別記第16号様式
	(2) 保全推進事業		10分の10以内の額			
4 調査設計事業		調査設計を実施するため必要な経費	2分の1以内の額	市町村、土地改良区、土地改良区連合	別記第18号様式	別記第18号様式
5 ため池防災支援事業		ため池下流の被害想定地域等の調査、ため池耐震診断等に要する費用	2分の1以内の額	市町村	別記第52号様式	別記第53号様式
6 担い手育成農地集積事業		担い手育成農地集積事業実施要領（平成18年4月1日農整第64号）に定める事業の実施に要する経費	10分の5以内の額	市町村、土地改良区	別記第36号様式	別記第36号様式

7 小水力発電活用支援事業	(1) 地域振興支援型 (2) 防災機能支援型	小水力発電活用支援事業実施要領（平成31年3月28日農整第1116号）に定める事業の実施に要する経費	10分の5.5以内の額	市町村、土地改良区、土地改良区連合及び農業協同組合（土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合）	別記第15号様式	別記第16号様式
	(3) 協議会支援型	小水力発電活用支援事業実施要領（平成31年3月28日農整第1116号）に定める事業の実施に要する経費	定額	県土連	別記第69号様式 別記第70号様式	別記第70号様式 別記第71号様式
8 農業水利施設管理強化事業		農業水利施設管理強化事業実施要綱（平成27年3月23日農整第977号）に定める事業の実施に要する経費	10分の5以内の額	県土連	別記第66号様式	別記第66号様式
9 基幹的農業用水路強靭化事業		基幹的農業用水路強靭化事業実施要領（平成28年3月25日農整第986号）に定める事業の実施に要する経費	定額	県土連	別記第67号様式	別記第67号様式

10 農地防災ダム点検管理強化事業		農地防災ダム点検管理強化事業実施要綱（平成31年3月29日農整第1144号）に定める事業の実施に要する経費	10分の5以内の額	市町村、土地改良区、土地改良区連合等	別記第52号様式	別記第53号様式
-------------------	--	---	-----------	--------------------	----------	----------

3 農村総合整備事業

補 助 対 象 事 業	経 費 の 内 訳	補 助 金 の 額	補助事業者 (間接補助 事業者)	交付申請書	実績報告書
1 農業集落排水 事業	農山漁村地域整備 交付金実施要綱（ 平成22年4月1 日付け21農振第 2453号農林水 産事務次官通知） 第2の1（2）① ア（エ）の事業と して、同要領別紙 4－1運用2第1 の2（1）の事業 の実施に要する經 費	10分の5以内の額	市町村	別記第14 号様式	別記第14 号様式及び 別記第16 号様式
2 水環境整備事 業	農山漁村地域整備 交付金実施要綱（ 平成22年4月1 日付け21農振第 2453号農林水 産事務次官通知） 第2の1（2）① ア（ケ）の事業と して、同要領別紙 8の事業の実施に 要する經費	10分の6以内の額	市町村、土 地改良区等	別記第14 号様式	別記第16 号様式
3 農村振興総合 整備事業	農山漁村地域整備 交付金実施要綱（ 平成22年4月1 日付け21農振第 2453号農林水 産事務次官通知） 第2の1（2）① ア（エ）の事業と して、同要領別紙 4－1運用1第1 の1の事業の実施 に要する經費	10分の6.5以内の額	市町村、土 地改良区等	別記第14 号様式	別記第14 号様式及び 別記第16 号様式

4 低コスト型農業集落排水施設更新支援事業		農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）第2の1（2）①ア（エ）の事業として、同要領別紙4-1運用2第1の2（3）の事業の実施に要する経費	定額	市町村	別記第14号様式	別記第14号様式及び別記第16号様式
5 担い手農地集積促進事業		担い手農地集積促進事業実施要領（平成27年3月30日農整第1014号）に定める事業の実施に要する経費	10分の10以内の額	市町村、土地改良区	別記第68号様式	別記第68号様式
6 中山間地域農業生産基盤整備促進事業		中山間地域農業生産基盤整備促進事業実施要領（平成28年3月30日農整第1008号）に定める事業の実施に要する経費	10分の10以内の額	市町村、土地改良区	別記第68号様式	別記第68号様式

4 農地防災事業

補 助 対 象 事 業	経 費 の 内 訳	補 助 金 の 額	補助事業者 (間接補助事業者)	交付申請書	実績報告書
1 農業用施設災関連事業	農業用施設災害関連事業の実施について（昭和40年9月10日付け40農地D第1129号農林事務次官通知）に定める事業の実施に要する経費	10分の5以内の額	市町村、土地改良区、土地改良区連合等	別記第43号様式	別記第43号様式
2 事業主体事務費	事業実施のため、知事が必要と認める事務費	10分の5以内の額	市町村、土地改良区、土地改良区連合等	別記第14号様式	別記第16号様式

5 ほ場整備事業

補 助 対 象 事 業		経 費 の 内 訳	補 助 金 の 額	補助事業者 (間接補助事業者)	交付申請書	実績報告書
1 農業経営高度化支援事業	(1) 調査調整事業	農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）第2の1（2）①ア（ア）の事業として、同要領別紙1－1の別表1（区分4）に定める事業の実施に要する経費、または農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官通知）第2の1の事業として同要領別紙1の別表1（区分4）に定める事業の実施に要する経費又は水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官通知第2の1の事業として同要領別表2（区分4）に定める事業の実施に要する経費	10分の10以内の額	市町村、土地改良区、農業協同組合、農業生産法人等	別記第14号様式及び別記第65号様式	別記第14号様式及び別記第65号様式
	(2) 中心経営体農地集積促進事業			市町村、土地改良区（土地改良区等）	別記第14号様式	別記第14号様式

6 災害復旧事業

補 助 対 象 事 業		経 費 の 内 訳	補 助 金 の 額	補助事業者 (間接補助事 業者)	交付申請書	実績報告書
1 農林水産業施設 災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下この表において「暫定措置法」という。）第3条第2項に規定する災害復旧事業	(1) 農地	事業（本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、機械器具費並びに用地費をいい、地上物件補償等の間接的経費を含まない。）に要する経費（以下この表において「事業費」という。）	10分の5以内の額	市町村、その他知事の認める団体（以下この表において「市町村等」という。）	別記第43号様式	別記第43号様式
	(2) 農業用施設	事業費	10分の6.5以内の額			
2 暫定措置法第3条第3項に規定する災害復旧事業	(1) 農地	ア 暫定措置法第3条第3項第1号の当該部分	事業費	10分の8以内の額	市町村等	別記第43号様式
		イ アのうち政令で定める額に相当する部分		10分の9以内の額		
	(2) 農業用施設	ア 暫定措置法第3条第3項第2号の当該部分	事業費	10分の9以内の額		
		イ アのうち政令で定める額に相当する部分		10分の10以内の額		
3 暫定措置法第3条の2に規定する災害復旧事業	(1) 農地	事業費	暫定措置法第3条の2に規定する補助率以内の額	市町村等	別記第43号様式	別記第43号様式
	(2) 農業用施設	事業費	暫定措置法第3条の2に規定する補助率以内の額			
4 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下この表において「激特法」という。）に基づく災害復旧事業	(1) 激特法第10条に規定する湛水防除事業		10分の9以内の額	市町村等	別記第43号要式	別記第43号要式
5 災害復旧査定設計事業	暫定措置法の対象となる施設（農地、農業用施設に限る。）に係る災害復旧事業補助計画概要書を作成するために必要な調査、測量、試験又は設計に関する委託費又は請負費		10分の5以内の額	市町村等	別記第44号様式	別記第44号様式

6 災害関連農村生活環境施設復旧事業		災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年6月7日2構改D239号農林水産事務次官通知）第2の2の事業として同要領の別表に定める事業の実施に要する経費	10分の5以内の額	市町村等	別記第59号様式	別記第59号様式
--------------------	--	---	-----------	------	----------	----------

別表第2（第5条関係）

岐阜県補助金等交付規則第6条第1号及び第2号の知事の定める「軽微な変更」以外の変更

補 助 対 象 事 業	経 費 の 配 分 の 変 更	事 業 の 内 容 の 変 更	
1 団体営土地改良事業	・基盤整備促進事業 ・農用地等集団化事業 ・田園自然環境保全整備事業 ・地域水ネットワーク再生事業 ・農業集落排水維持適正化事業 ・土地改良施設突発事故復旧事業 ・田んぼダム利活用促進事業	(1) 地区相互間の補助金の額の流用 (2) 地区ごとに次に掲げる変更（ア・イ は基盤整備促進事業のみ） ア 工事費から事務費への経費の額の 流用 イ 工事費のうち工事雑費以外の経費 から工事雑費への経費の額の流用 ウ 補助金の額の増（ただし、既交付 決定額を超える場合） エ 補助金の額の減（不用額を確定し た場合）	(1) 事業主体の変更 (2) 地区ごとに次に掲げる変更 ア 工種別の事業量の30%を超える増 減 イ 工種の新設、変更又は廃止
	・棚田地域水と土保全基金事業	補助事業者ごとの補助金の額の増又は、 30%を超える額の減	
	・棚田地域振興緊急対策交付金事業		事業主体の変更
	・土地改良区機能強化支援事業	事業に要する経費の20%を超える増減	
	・土地改良区負担金積立等強化対策 事業	(1) 地区ごとの補助金の額の増（ただし 、既交付決定額を超える場合） (2) 地区ごとの補助金の額の減（不用額 を確定した場合） (3) 各費目相互間の20%を超える経費 の額の増減	
	・土地改良施設維持管理適正化事業	資金造成額及び交付金総額の増減	
	・農村総合整備計画作成事業	事業に要する経費の10%を超える額の 増減	(1) 計画地域の変更 (2) 調査項目の変更又は廃止
	・水利施設管理強化事業	(1) 地区相互間の額の流用 (2) 地区ごとの費目区分欄に掲げる経費 の30%を超える経費の額の流用	(1) 費目区分欄に掲げる経費の新設、変 更又は廃止 (2) 人員配置の変更

	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池等防災力強化事業 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地区相互間の補助金の額の流用 (2) 地区ごとの補助金の額の増（ただし、既交付決定額を超える場合） (3) 地区ごとの補助金の額の減（不用額を確定した場合） 	事業主体の変更
	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池サポートセンター事業 ・農道保全計画策定事業 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助事業者ごとの補助金の額の増（ただし、既交付決定額を超える場合） (2) 補助事業者ごとの補助金の額の減（不用額を確定した場合） 	
2 県単独土地改良事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備事業 ・生態系保全施設整備推進事業のうち保全整備事業 ・小水力発電活用支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地区相互間の補助金の額の流用 (2) 地区ごとの補助金の額の増（ただし、既交付決定額を超える場合） (3) 地区ごとの補助金の額の減（不用額を確定した場合） 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業主体の変更 (2) 地区ごとに次に掲げる変更 <ul style="list-style-type: none"> ア 工種別の事業量の30%を超える増減 イ 工種の新設、変更又は廃止
	<ul style="list-style-type: none"> ・ため池防災支援事業 ・農地防災ダム点検管理強化事業 		事業主体の変更
	<ul style="list-style-type: none"> ・調査設計事業 ・生態系保全施設整備推進事業のうち保全推進事業 ・担い手育成農地集積事業 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助事業者ごとの補助金の額の増（ただし、既交付決定額を超える場合） (2) 補助事業者ごとの補助金の額の減（不用額を確定した場合） 	
	・基幹的農業用水路強靭化事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金の額の増（ただし、既交付決定額を超える場合） (2) 補助金の額の減（不用額を確定した場合） (3) 事業種類相互間の20%を超える経費の額の増減 	事業種類の新設、変更又は廃止

3 農村総合整備事業	・農業集落排水事業 ・水環境整備事業 ・農村振興総合整備事業 ・低コスト型農業集落排水事業施設更新支援事業	(1) 地区相互間の補助金の額の流用 (2) 地区ごとの補助金の額の増（ただし、既交付決定額を超える場合） (3) 地区ごとの補助金の額の減（不用額を確定した場合）	(1) 事業主体の変更 (2) 地区ごとに次に掲げる変更 ア 事業種類別の事業量の30%を超える増減 イ 事業種類の新設、変更又は廃止
	・担い手農地集積促進事業 ・中山間地域農業生産基盤整備促進事業	(1) 補助事業者ごとの補助金の額の増（ただし、既交付決定額を超える場合） (2) 補助事業者ごとの補助金の額の減（不用額を確定した場合）	
4 農地防災事業	・農業用施設灾害関連事業	(1) 地区相互間の補助金の額の流用 (2) 地区ごとの補助金の額の増（ただし、既交付決定額を超える場合） (3) 地区ごとの補助金の額の減（不用額を確定した場合）	(1) 事業主体の変更 (2) 地区ごとの次に掲げる変更 ア 工種別の事業量の30%（当該事業量の30%に相当する額が400万円以下の場合、400万円）を超える増減 イ 工種の新設、変更又は廃止
5 ほ場整備事業	・農業経営高度化支援事業	(1) 地区相互間の補助金の額の流用 (2) 地区ごとの補助金の額の増（ただし、既交付決定額を超える場合） (3) 地区ごとの補助金の額の減（不用額を確定した場合）	(1) 事業主体の変更
6 災害復旧事業	・農林水産業施設 災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下この表において「暫定措置法」という。）第3条第2項に規定する災害復旧事業 ・暫定措置法第3条第3項に規定する災害復旧事業 ・暫定措置法第3条の2に規定する災害復旧事業	(1) 年災別事業費相互間の経費の配分の変更 (2) 施工箇所ごとの補助金の額の増（ただし、既交付決定額を超える場合） (3) 施工箇所ごとの補助金の額の減（不用額を確定した場合）	(1) 事業の施行箇所の変更又は間接補助事業の事業主体の変更 (2) 施行箇所ごとの工種（農地については田、畑及びわさび田の区分、農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全及び防災のため池の区分をいう。）の全部若しくは一部の変更又は廃止 (3) 施行箇所ごとの工種別事業量の30%を超える増減

	・災害関連農村生活環境施設復旧事業	(1) 地区相互間の補助金の額の流用 (2) 施工箇所ごとの補助金の額の増（ただし、既交付決定額を超える場合） (3) 施工箇所ごとの補助金の額の減（不 ^用 額を確定した場合）	(1) 事業主体の変更 (2) 地区ごとの次に掲げる変更 ア 工種別の事業量の30%（当該事業量の30%に相当する額が400万円以下の場合、400万円）を超える増減 イ 工種の新設、変更又は廃止
--	-------------------	---	--

別表第3（第8条関係）

事業着手届（別記第4号様式）及び事業完了届（別記第4号様式）の提出を要しない事業

- 1 団体営土地改良事業のうち次に掲げる事業
 - (1) 土地改良区機能強化支援事業（事業主体が県土連の場合に限る）
 - (2) 土地改良施設維持管理適正化事業
 - (3) 土地改良区負担金積立等強化対策事業
 - (4) 棚田地域水と土保全基金事業
 - (5) 土地改良施設 P C B 廃棄物処理促進対策事業
 - (6) ため池サポートセンター事業
- 2 県単独土地改良事業（農業用排水機維持管理事業、生態系保全施設整備推進事業のうち保全推進事業、担い手育成農地集積事業及び農業水利施設管理強化事業に限る。）
- 3 農村総合整備事業のうち担い手農地集積促進事業、及び中山間地域農業生産基盤整備促進事業
- 4 ほ場整備事業

別表第4（第9条関係）

補助金精算書（別記第8号様式）の提出を要しない事業

1 団体営土地改良事業のうち次に掲げる事業

- (1) 土地改良区機能強化支援事業（事業主体が県土連の場合に限る）
- (2) 土地改良施設維持管理適正化事業
- (3) 土地改良区負担金積立等強化対策事業
- (4) ため池サポートセンター事業

2 県単独土地改良事業（農業用排水機維持管理事業、農業水利施設管理強化事業、基幹的農業用水路強靭化事業及び小水力発電活用支援事業のうち協議会支援型に限る。）

別表第5（第13条関係）

書類の提出について、所管農林事務所長の経由を要しない事業

1 団体営土地改良事業のうち次に掲げる事業

- (1) 土地改良区機能強化支援事業（事業主体が県土連の場合に限る）
- (2) 土地改良施設維持管理適正化事業
- (3) 土地改良区負担金積立等強化対策事業
- (4) 資産評価データ整備事業
- (5) ため池サポートセンター事業

2 県単独土地改良事業（農業用排水機維持管理事業、農業水利施設管理強化事業、基幹的農業用水路強靭化事業及び小水力発電活用支援事業のうち協議会支援型に限る。）

別表第6（第14条関係）

農林事務所長への事務委任事項

補助金の種類	事務委任事項
1 団体営土地改良事業（別表第5に掲げる事業を除く。）	(1) 規則第4条に規定する交付申請書の受理 (2) 規則第5条に規定する交付決定
2 県単独土地改良事業（事業主体が県土連である場合を除く。）	(3) 規則第6条第1号から第3号までに規定する承認
3 農村総合整備事業	(4) 規則第6条第4号に規定する報告の受理及び指示
4 農地防災事業	(5) 規則第7条に規定する交付決定の通知
5 ほ場整備事業	(6) 第6条に規定する取下げ理由の受理
6 災害復旧事業	(7) 第7条第1項に規定する契約内容を記載した書類の受理 (8) 第7条第3項に規定する申立書の受理 (9) 第9条第4項に規定する消費税等仕入れ控除税額の報告の受理及び返還命令等 (10) 規則第9条に規定する交付決定の取消し等 (11) 規則第11条に規定する状況報告の受理 (12) 第8条に規定する事業完了届による確認 (13) 規則第12条による遂行命令等 (14) 規則第13条に規定する実績報告書類の受理 (15) 規則第14条に規定する補助金の額の確定等 (16) 規則第15条に規定する措置命令等 (17) 規則第16条に規定する補助金の交付 (18) 規則第17条に規定する交付決定の取消し (19) 規則第18条に規定する返還命令 (20) 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第221条第2項に規定する状況の調査及び報告の徵収